

議案第 3 2 号

大口町下水道条例の一部改正について

大口町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 6 年 6 月 4 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、下水道使用料の算定について、疑義が生じないようにするため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町下水道条例の一部を改正する条例

大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 (1立方メートルにつき)

」を

「

区分	基本額		超過額	
	排出量	金額	排出量	金額 (1立方メートルにつき)

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町下水道条例の一部改正新旧対照表

新				
別表（第 18 条関係）				
単位（1 使用月）				
<u>区分</u>	<u>基本額</u>		<u>超過額</u>	
	<u>排出量</u>	<u>金額</u>	<u>排出量</u>	<u>金額</u> <u>（1 立方メートルにつき）</u>
略	略	略	略	略

旧				
別表（第 18 条関係）				
単位（1 使用月）				
<u>区分</u>	<u>基本使用料</u>		<u>超過使用料</u>	
	<u>排出量</u>	<u>使用料</u>	<u>排出量</u>	<u>使用料</u> <u>（1 立方メートルにつき）</u>
略	略	略	略	略